

## ● 集荷円滑化対策の拡充

### ○ 集荷円滑化対策の実効性の確保

- 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- 本対策の加入促進を図るため、生産者拠出金（1,500円/10a）を原資として支払われる生産者支援金について、18年度以降の生産者拠出金を原資に支払われる生産者支援金の単価を増額（3,000円/60kg→4,000円/60kg）するとともに、当該生産者拠出金について生産者支援金に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金から行われる無利子短期融資（融資単価3,000円/60kg）について、その対象を弾力化し、豊作による過剰分のうち、出来秋の区分出荷に加え、持ち越し在庫分も対象とする（この持ち越し在庫分に係る生産者支援金の扱いについては今後検討）。

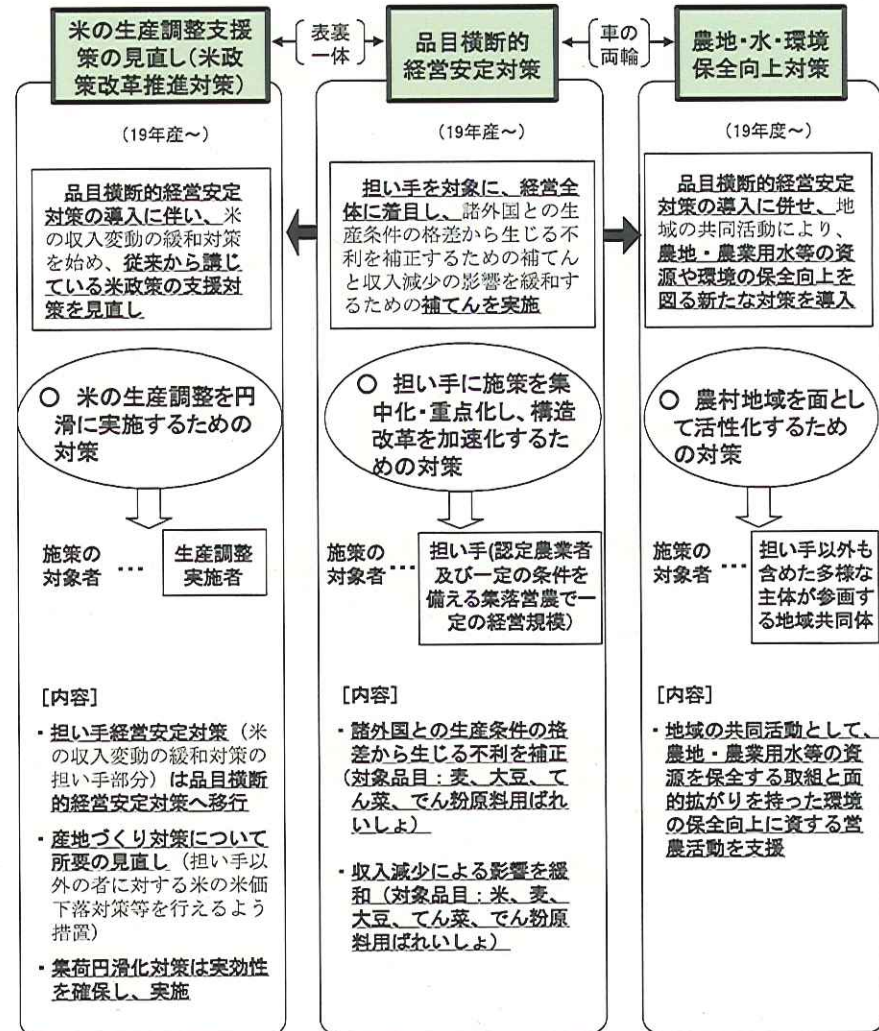
### 平成17年産米 集荷円滑化対策の今後のスケジュール

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 18年<br>3月<br>↓<br>10月<br>11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>区分保管数量等の現地確認（10月末日基準日とする現地確認）</li> <li>無利子短期融資の米穀機構への償還（金銭弁済または現物弁済）<br/>（償還期限19年1月10日まで）</li> <li>生産者支援金の支払（4,000円/60kg（19年3月末日まで））※</li> <li>過剰米短期融資円滑化事業（1,000円/60kgを上限（1/2相当））<br/>（申請期限19年1月15日まで）</li> </ul> |
| 19年<br>3月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>集荷奨励事業（1,000円/60kgを上限（申請期限19年1月15日まで））</li> </ul>  |

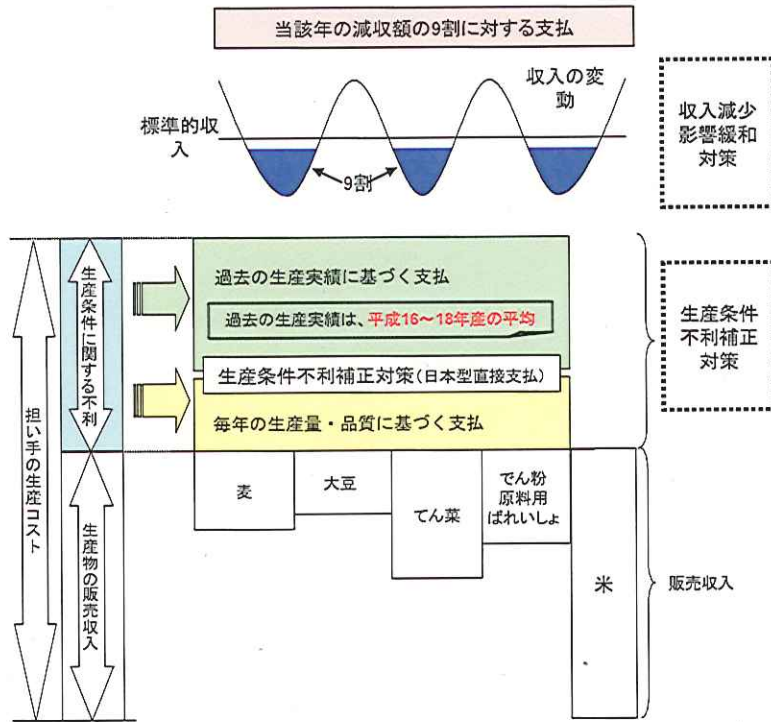
※ 生産者支援金については、短期融資の償還を金銭または現物弁済したのちに、生産者拠出に基づく支援金の支払（4,000円/60kg）

## ● 関連する対策の概要

### 関連する対策の関係図



## 19年産以降の品目横断的経営安定対策の概要



「過去の生産実績に基づく支払」の **面積当たり単価** と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の **数量当たり単価** を合わせた水準は、現行対策とほぼ同じです

(円/10a, kg/10a)

|          | 小麦     | 二条大麦   | 六条大麦   | はだか麦   | 大豆     | てん菜    | 小麦粉原料用ばれいしよ |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 水準       | 40,400 | 32,200 | 28,000 | 35,700 | 28,900 | 41,300 | 52,900      |
| 全国の平均的単収 | 388    | 362    | 322    | 333    | 203    | 5,760  | 4,350       |

注1: 全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合の水準です。  
注2: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ普通大粒大麦及び普通小粒大麦のことです。

## 平成19年産からの新たな需給調整システムとは？

### 新たな需給調整システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産数量目標の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② 生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域水田農業推進協議会（地域協議会）から提供される情報等を基に方針作成者自らの生産数量目標を決定するとともに、当該方針作成者の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及び方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

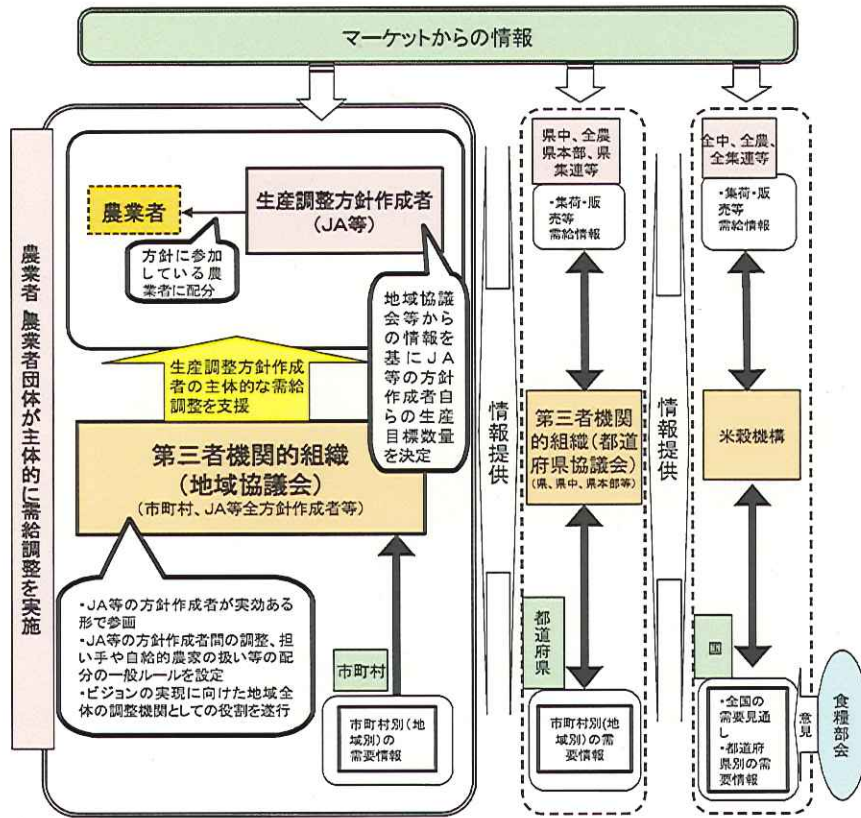
### 都道府県別の需要量に関する情報提供の考え方

新たな需給調整システムにおいて、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とします。（本年秋から適用）

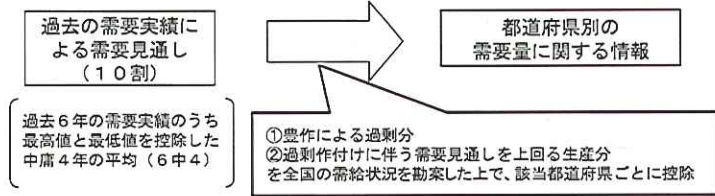
- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中層4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因による各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

次ページ以降で新たな需給調整システムの概要及び考え方等をご紹介します。

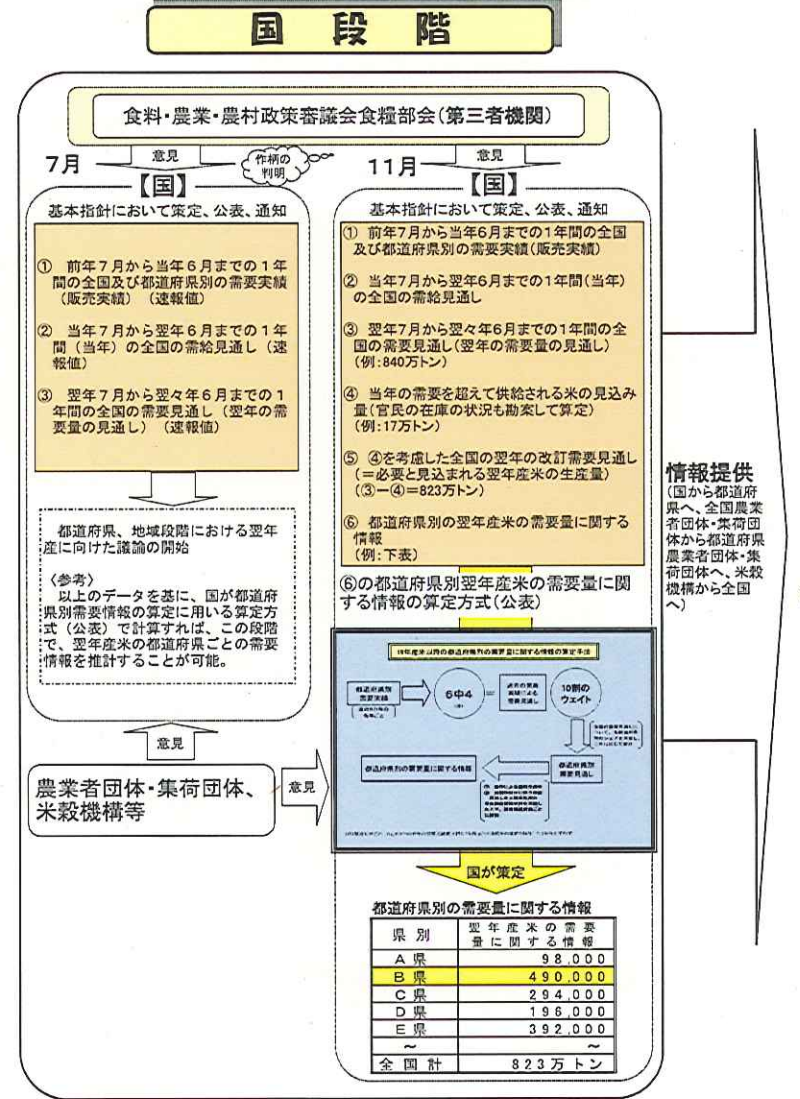
新たな需給調整システムの概要



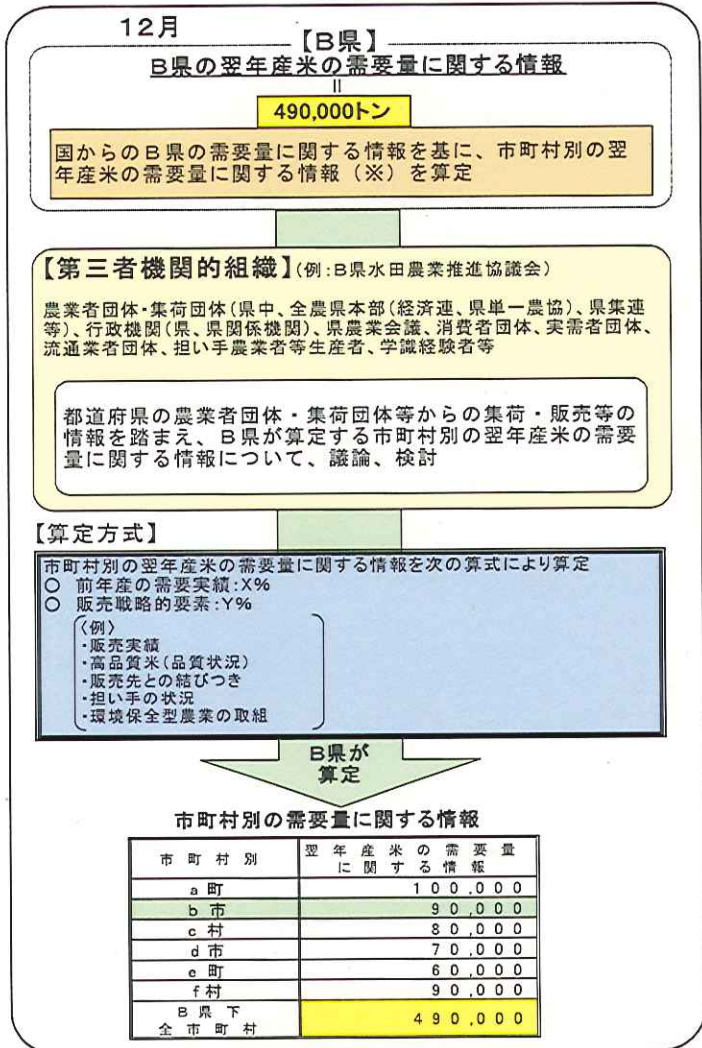
【都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方】



新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方

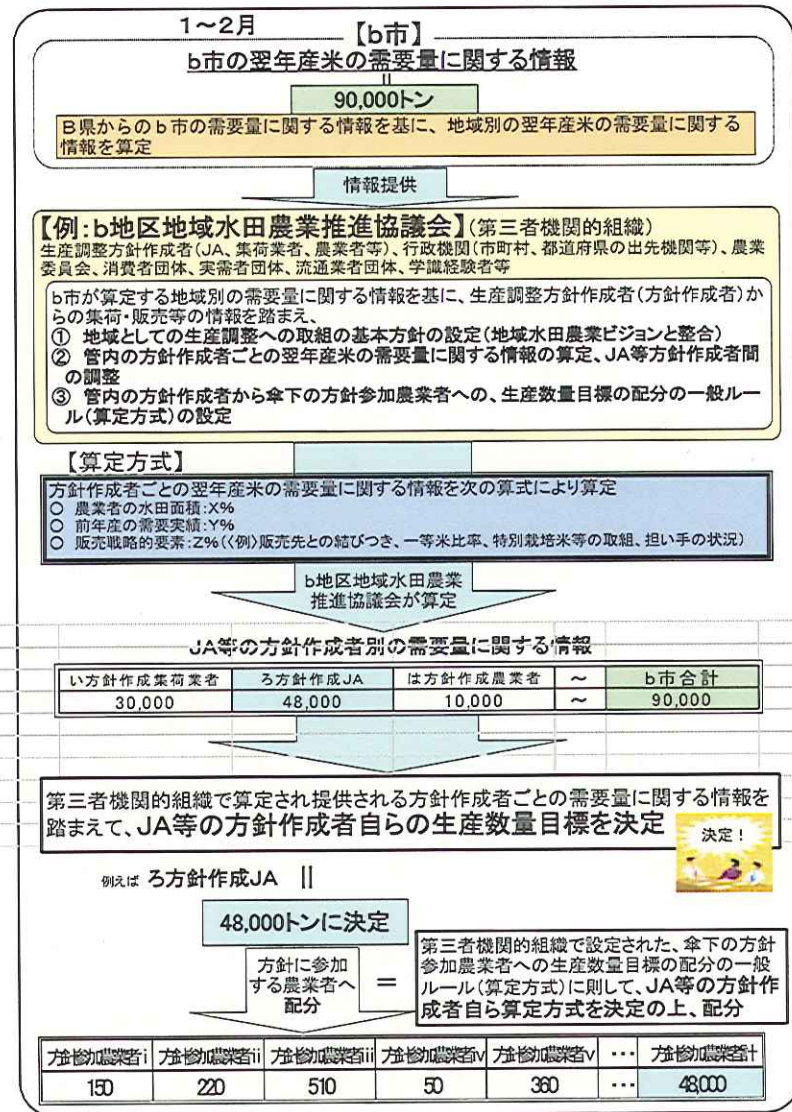


## 都道府県段階



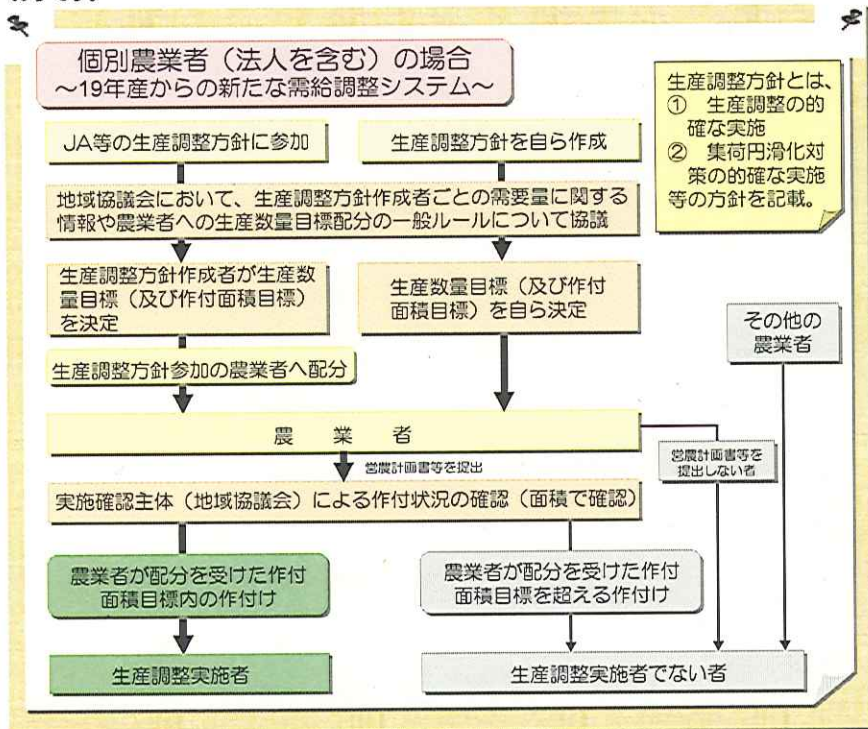
※市町村別の需要量に関する情報については、必要に応じこれを更に細分化し地域別に提供

## 市町村段階

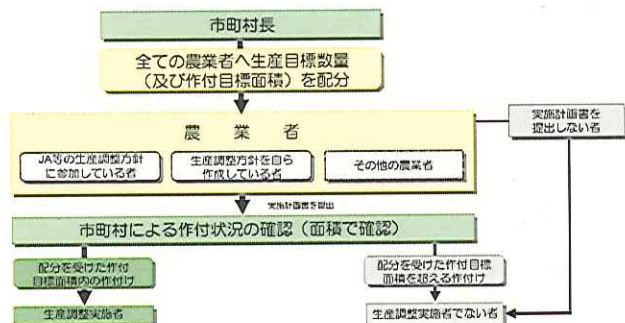


支援を受けるには生産調整実施者であることが必要！

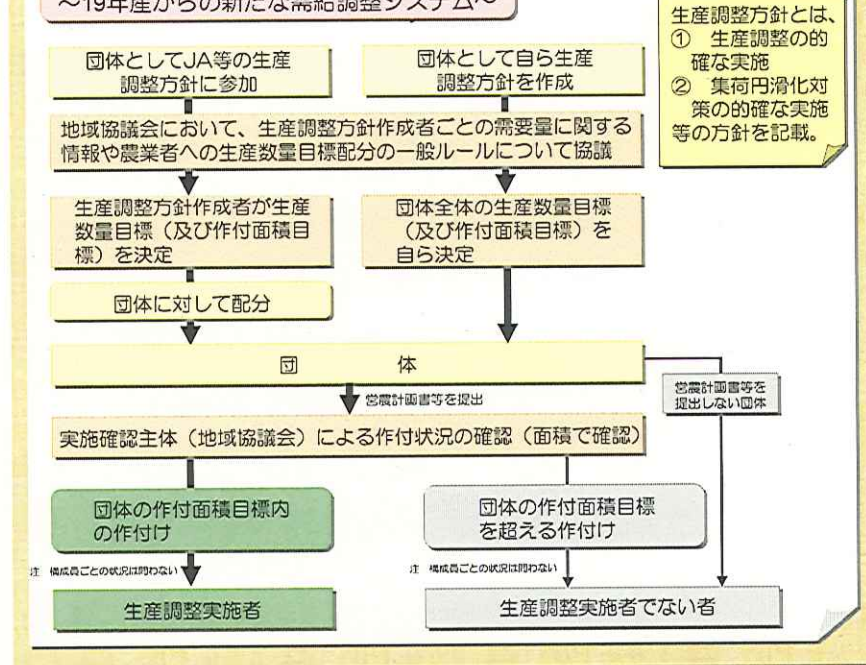
新たな需給調整システムのもと、国の支援を受けるための生産調整実施者であるか否かの確認について、個別農業者（法人含む）の場合と団体（任意組織）の場合に分けて整理すると次のとおりです。



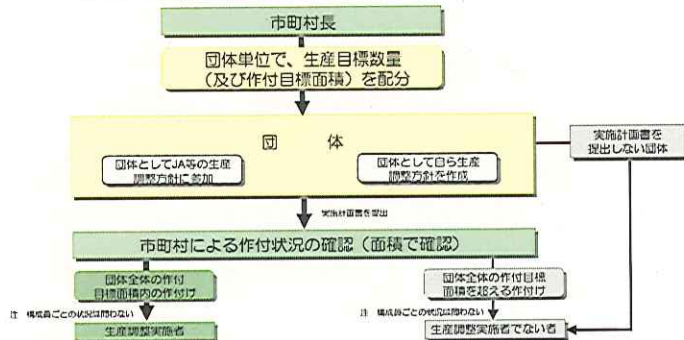
（参考 ～18年産までの現行システム～）



**団体（任意組織）の場合  
～19年産からの新たな需給調整システム～**



（参考 ～18年産までの現行システム～）



## 新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう！

新たな需給調整システムでは、関係機関の支援を受けながら、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実行していくこととなることから、JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）を始めとするすべての関係者は、新たな需給調整システムの中での自らの役割を認識し、生産調整の円滑な実施のための体制作りや手続き等の準備を早い段階から進めることが必要となります。

そこで！ 

● すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備

● 生産調整方針に参加する農業者の明確化

● 個人情報取り扱いに注意！！

● 地域協議会の構成員の役割の明確化

● 生産調整の実効性の確保

● チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう！

次ページ以降にJA等の方針作成者や地域協議会で準備を進めていただく事項を整理しましたので、今後の新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた取組に、ご活用下さい。

なお、このパンフレットに掲載している例は、一般的な例であり地域の実情に応じてご検討下さい。

## ● すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備

JA等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し米の生産数量の目標（生産数量目標）を通知することから、すべての方針作成者は、地域協議会において、地域水田農業ビジョンの点検・見直し、配分の一般ルールの設定、方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定等、地域の需給調整の方針の検討段階から事務局、幹事会等での実質的な議論に参画することが必要です。

このため、地域協議会の構成員となっていない方針作成者がいる場合には、構成員となる手続きを行う、また、方針作成者が多数で全てを構成員とすることが困難な場合には、地域協議会の下に全ての方針作成者による分科会等を別途設置する等、すべての方針作成者の意見を踏まえた議論となるような体制を整備することが必要です。

